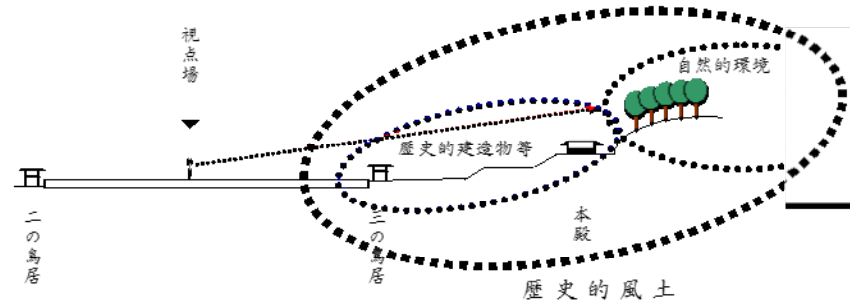


古都保存法の概要

※正式名称:「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年法律第1号)

【法の目的】 わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき
古都における歴史的風土を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与

[歴史的風土の概念図]

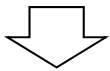


古都 京都市、奈良市、**鎌倉市**ほか計10市町村

歴史的風土 わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が
周囲の自然的環境と一体をなして古都における
 伝統と文化を具現・形成している土地の状況

歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣指定)

- ⇒
 - ・ 建築物の建築、宅地の造成等について、**届出・勧告制による規制**
 - ・ 歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣が決定)



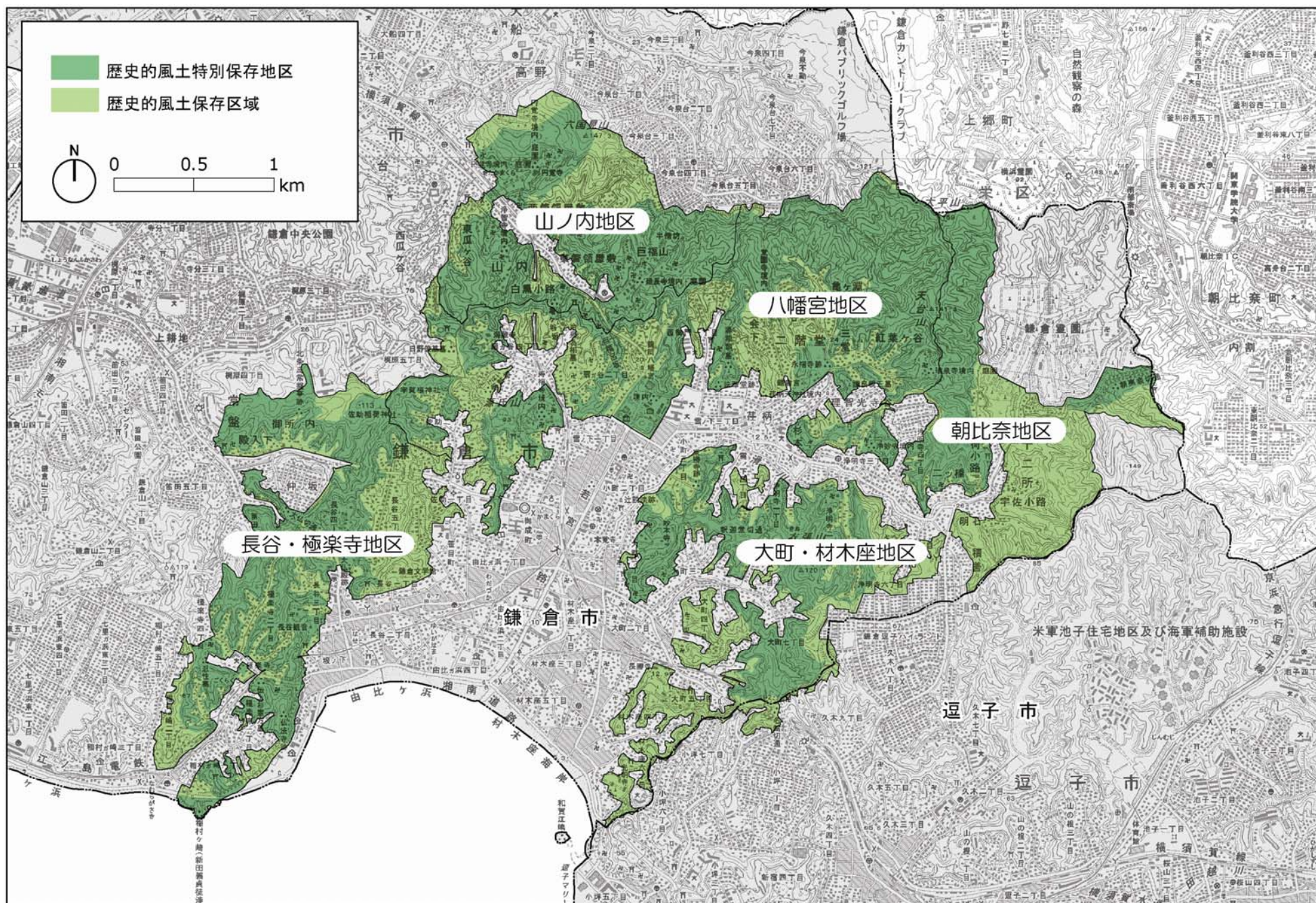
歴史的風土特別保存地区について都市計画決定(府県・政令市指定)

- ⇒
 - ・ 建築物の建築、宅地の造成等について、**許可制による規制**
 - ・ 不許可により損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償
 - ・ 不許可により著しい支障を生じた場合、**府県・政令市が土地を買入れ**



鶴岡八幡宮(鎌倉市)

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域・特別保存地区



歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
地区名	面積 (ha)	地区名	面積 (ha)
朝比奈	142.3	朝比奈切通し	7.0
八幡宮	308.3	浄妙寺	8.1
		瑞泉寺	119.0
		護良親王墓	2.0
		永福寺跡	5.7
		建長寺・浄智寺・八幡宮	172.0
		寿福寺	18.0
大町・材木座	173.4	妙本寺・衣張山	67.0
		名越切通し	20.0
長谷・極楽寺	207.0	大仏・長谷観音	110.0
		極楽寺	9.8
		稲村ヶ崎	6.0
山ノ内	158.0	円覚寺	29.0
(5 地区合計)	989.0	(13 地区合計)	573.6